

京丹後市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成23年度実施した結果を、次のとおり公表します。

平成23年11月30日

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 岡 田 修

1 監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

2 監査の対象

平成22年度において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせた指定管理者

(1) NPO 法人 わくわくする久美浜をつくる会（豪商稲葉本家管理運営委員会）

対象施設：豪商「稲葉本家」

所管課：商工観光部 観光振興課

(2) 掛津区

対象施設：琴引浜 鳴き砂文化館

所管課：教育委員会 文化財保護課

3 監査の範囲

平成22年度の施設管理業務に係る出納その他の事務

4 監査の期間

平成23年10月11日から平成23年11月25日まで

（監査実施日：平成23年11月7日）

5 監査の方法

公の施設の管理業務に係る出納その他の事務が、適正かつ適切に行われているか、また、積極的に利用促進に努められているかを主眼として実施した。

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め審査するとともに、所管課同席のもと、団体役員等から説明を受け、関係書類及び帳票を確認した。

6 監査の結果

(1) NPO 法人 わくわくする久美浜をつくる会

ア 団体の概要

前期の5年間は、豪商稲葉本家管理運営委員会が運営していたが、平成23年1月、NPO法人わくわくする久美浜をつくる会が発足し平成23年度からの指定管理者となった。この法人は、前身の管理運営委員会が拡大発展したものである。役員18人で資本金は324千円である。

イ 指定管理施設の概要

豪商「稲葉本家」は平成15年に歴史的建造物として国の有形文化財に登録された。この建物の保存と活用により、地域住民をはじめ広く文化・情報の交流の場として地域活性化をめざして運営されている。

ウ 指定管理期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

エ 指定管理料及び利用者数等（平成22年度）

施設名	指定管理料	利用者数
豪商「稲葉本家」	6,548,000円	16,853人

オ 意見

監査の結果、施設の管理運営業務は協定書に基づき適切に執行されており、経理事務や日報記帳業務についても概ね適正に処理されているものと認められたが、次のような事項が見受けられた。

(ア) 平成22年度までの管理運営で仕様書に明記されている、施設管理者賠償責任保険が未加入で、平成23年10月末時点でも検討中とのことであった。施設管理者として不慮の事故に対応すべく、早期に加入されたい。

また、自主事業である物販事業、飲食提供事業、体験事業等の経理がすべて本事業と一緒に経理されていた。

なお、団体の監査に先立ち、事前に説明を聴取した所管課においては、次の改善・検討すべき事項が見受けられた。

(イ) 提出された書類の確認を徹底され、基本協定書及び業務仕様書に規定されている事項等に基づき、指定管理者を指導されたい。

平成23年年度からの新協定では、自主事業の大半が本業務に移行しており、収益の増加をめざして努力している様子がうかがえた。大きな屋敷や庭園の管理には多額の経費が必要となってくるが、関係者のボランティア的な関わりにより運営が助けられている様子もうかがえた。

入館料の無料施設であり、指定管理料と物販・飲食等の売り上げに頼らねばならない経営には厳しいものがあると推察されるが、ホームページ等を通じて積極的なPRと旅行代理店への働きかけで、入り込み客は増加傾向にあるとのことである。さらに情報発信に努め、利用促進を図られたい。

施設のメンテナンスや駐車場の不足など課題も多々あるが、今後とも、当該施設が住民をはじめ市内外の多くの方の交流施設として有効に利用され、また満足してもらえるように、引き続き適切な管理・運営に努められたい。

(2) 掛津区

ア 団体の概要

地区行政の全般と琴引浜の観光事業、鳴き砂の保護活動を行うとともに、鳴き砂文化館の管理・運営を行っている。

イ 指定管理施設の概要

(ア) 琴引浜 鳴き砂文化館は、(財)日本ナショナルトラストが平成14年に建設し、同年10月にオープンした施設である。設置目的は、琴引浜の鳴き砂の保全・保護啓発活動と自然環境学習の援助・促進をはかるための施設。本館、別棟売店、倉庫等を備えている。

ウ 指定管理期間

平成18年9月1日から平成23年3月31日まで

エ 指定管理料及び利用者数（平成22年度）

施設名	指定管理料	利用者数
琴引浜 鳴き砂文化館	5,959,000円	11,711人

オ 意見

監査の結果、施設の管理運営業務は協定書に基づき適切に執行されており、経理事務及び日報記帳業務等についても概ね適正に処理されているものと認められたが、次のような事項が見受けられた。

(ア) 平成22年度までの管理運営で仕様書に明記している、施設管理者賠償責任保険が未加入で、平成23年からの加入であった。

平成22年度までの決算では、本事業と自主事業の経理区分がなされていたが、自主事業からと掛津区からの繰入金(1,218,239円)で収支が合うという厳しい経理状況である。

なお、団体の監査に先立ち、事前に説明を聴取した所管課においては、次の改善・検討すべき事項が見受けられた。

(イ) 施設内に自動販売機が設置されていたが、行政財産使用許可の手続きが出来

ていなかった。平成 22 年度まで売店での物販は自主事業であり、自販機の使用料が発生するが納入されていなかった。

基本協定書及び業務仕様書に規定されている事項等に基づき、指定管理者を指導するとともに、提出された書類の確認を徹底されたい。

鳴き砂の保護・啓発と自然環境学習をメインとした施設であり、入館料が収入の 3 分の 1 をしめているが、入館者は減少傾向がつづき、オープン時の 15,934 人から 11,711 人と 73%、入館料は 65%まで落ちている。環境学習施設であるため、年間 1,500 人程度の入館料免除者がある。

丹海バスやボンネットバスの周遊コースが平成 23 年度から廃止となり、入り込み客が減少が懸念される。しかし反面、JAF カード利用者が増加し全体の入り込み客の激減を食い止めているが、経営を安定させるにはなお厳しいものがある。

オープンから間もなく 10 周年を迎えようとしているが、それを機にリニューアルを(財)日本ナショナルトラストに依頼する予定との事である。施設内の展示物の入れ替え、合併浄化槽の設置など鳴き砂の環境保護と自然環境学習に役立つ施設の展開に期待したい。

また、世界ジオパークの認定を活用した、丹後一円の観光的施設の連携を強化した取り組みにも期待したい。